



平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社 奥村組
代表者名 代表取締役社長 奥村 太加典
(コード番号 1 8 3 3 東証・大証第 1 部)
問合せ先 管理本部人事総務部長 宮地郁夫
(TEL . 0 6 - 6 6 2 1 - 1 1 0 1)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 72 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1 . 変更の理由

- (1) 顧客ニーズ等への対応力の強化を図るため、当社の会社の目的に関する規定について所要の変更(変更案第 2 条第 11 号)を行うものであります。
- (2) 公告の周知性および利便性の向上を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更(変更案第 5 条)する一方、やむを得ない事由により電子公告を行えない場合の措置を定めておくものであります。
- (3) 単元未満株主の権利を合理的な範囲とするため、所要の規定を新設(変更案第 9 条)するものであります。
- (4) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までの間これを作成して備置かなければならないことから、附則に所要の規定を新設するものであります。

なお、現行定款第7条につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月26日
定款変更の効力発生日	平成21年6月26日

以 上

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
<p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ~ 10. (条文省略) (新設)</p> <p><u>11.</u> (条文省略)</p>	<p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ~ 10. (現行どおり)</p> <p><u>11. 労働者派遣事業</u></p> <p><u>12.</u> (現行どおり)</p>
<p>第3条~第4条 (条文省略)</p>	<p>第3条~第4条 (現行どおり)</p>
<p>第5条 当社の公告は、<u>大阪市において発行する日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>	<p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p>
第2章 株式	第2章 株式
<p>第6条 (条文省略)</p>	<p>第6条 (現行どおり)</p>
<p><u>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第8条 (条文省略)</p>	<p>第7条 (現行どおり)</p>
<p>第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p><u>当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(削除)</p>
(新設)	<p>第9条 <u>当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p><u>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p>

現行定款	変更案
<p>第 10 条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第 12 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第 3 章 取締役および取締役会</p> <p>第 13 条～第 21 条 (条文省略)</p> <p>第 4 章 監査役および監査役会</p> <p>第 22 条～第 28 条 (条文省略)</p>	<p><u>2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p><u>4. 次条に定める請求をする権利</u></p> <p>第 10 条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第 12 条 当社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第 3 章 取締役および取締役会</p> <p>第 13 条～第 21 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 監査役および監査役会</p> <p>第 22 条～第 28 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 株主総会</p> <p>第 29 条 ~ 第 34 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 35 条 ~ 第 37 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 株主総会</p> <p>第 29 条 ~ 第 34 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 35 条 ~ 第 37 条 (現行どおり)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>第 1 条</u> <u>当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u></p> <p><u>第 2 条</u> <u>前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条および本条を削るものとする。</u></p>